

2017年3月23日

## 紛争処理システムの改善について

一橋大学 相澤英孝

特許権侵害に関する紛争処理システムの改善に関して、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、検討がなされ、報告書案（「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて（案）」）が作成された。特許制度用委員会で検討がされたということは、現在の紛争処理に課題があること明らかにするものであり、評価されるべきものである。もっとも、同報告書案は短期的課題を解決するものであるとして、将来への検討事項している項目が多く、改善へ向けての最初の歩みと理解される。

改善の基本となるべきは、これからの経済発展のために、知的財産制度が果たすべき役割についての視座である。現代の経済発展において、財産制度は重要な役割を果たしている。そして、第4次産業革命においては、情報を財産権として保護する知的財産権の役割が、飛躍的に増大することが予想される。そこで、財産権制度の鍵となるのが、制度的保障である紛争処理システムである。

20世紀末以来の米国の経済成長には、知的財産の制度的保障としての紛争処理システムの充実が寄与している。日本では、明治以来、知的財産制度の充実の努力が払われてきたものの、紛争処理システムについては、十分な改善がなされてこなかった。これからの経済成長のために、紛争処理システムを十分なものとするのが期待される。

紛争処理システムの充実は、①知的財産の価値を制度的に保障するものであり、②中小企業への金融にあたって知的財産権の資産としての価値の評価へと繋がり、③産学連携における大学や研究機関の研究投資への対価回収へと繋がるものであり、現在の重要な政策課題である中小企業の振興、産学連携の推進を進めるための基礎となる。

将来、報告書案が、制度の改善の重要な第一歩となったと評価されることを期待したい。